

# 目 次

序 文	1
1 森と緑の重要性	2
2 森と緑の現状と新たな施策展開の方向	
(1) 森林(人工林)	
ア 現状と課題	4
イ 新たな施策展開の方向	6
(2) 里山林	
ア 現状と課題	8
イ 新たな施策展開の方向	9
(3) 都市の緑	
ア 現状と課題	10
イ 新たな施策展開の方向	11
3 新たな施策展開のための費用負担のあり方	
(1) 基本的な考え方	13
(2) 課税の仕組み	14
(3) 超過課税の課税期間、税率等	15
(4) その他の意見	17
4 むすび	18
委員名簿	19

(参考資料) 県が検討会議に提供した資料(抜粋)

## 序 文

近年、環境に対する関心の高まりを背景として、身近な環境問題だけでなく、地球温暖化などの地球規模の環境問題も含めて、県民やNPOによる自発的な環境保全活動の輪がひろがってきています。また、愛知県においては、世界初の環境万博である「愛・地球博」が開催され、その成果を地域づくりの中に活かしていくことが求められています。

こうした中、地球温暖化の防止、水源かん養、生物多様性の保全などの環境保全機能のほか、山崩れの防止、震災による火災時の延焼防止など多様な公益的機能を有している森と緑に対する県民の関心も高まってきています。

愛知県には、三河山間部を中心とする森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山と、様々な形で守るべき森と緑が多く存在していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う公益的機能の低下が危惧されています。

こうした状況を改善するためには、森や緑を「県民共有の財産」として明確に位置付け、県民、NPO、行政が協働、連携して森や緑の整備、保全に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。

このようなことから、去る平成18年5月18日に「森と緑づくりのための税制検討会議」が設置され、愛知県の森と緑の現状と課題を踏まえて、これからの森と緑づくりのために必要な施策とその費用負担のあり方について検討することとなりました。

検討会議では、立場の異なる委員が、それぞれ様々な観点から検討を行い、森林(人工林)、里山林、都市の緑を三つのキーワードとして、それぞれにバランスの取れた愛知県に相応しい森と緑づくりのための施策や、その費用負担のあり方などについての報告書を取りまとめました。

平成19年3月

森と緑づくりのための税制検討会議

座 長 服 部 重 昭

# 1 森と緑の重要性

森林は、人々の生活や環境を支える様々な機能（多面的機能）を有しているが、それを大きく分けると、木材やきのこなどの林産物を供給する経済的機能と、自然環境を保全したり、災害を防止したりする公益的機能とに分けられる。

かつて、林業が経営的に成り立ち木材生産が盛んに行われていた時代には経済的機能が重視されていたが、近年では、台風、集中豪雨等による水・土砂災害の多発や地球温暖化問題等もあって、森林の公益的機能に対する社会的な関心（期待）が高まっている。

## [ 森林の公益的機能 ]

生物多様性保全	多くの野生動植物の生息・生育の場となるなど、遺伝子や生物種、生態系を保全する
地球環境保全	二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、地球規模で自然環境を調節する
土砂災害防止 土壌保全	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ
水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する
快適環境形成	蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより快適な環境形成に寄与する
保健・レクリエーション	フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的に健康を増進させたり、行楽やスポーツの場を提供する
文化	森林の景観が行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、日本人の自然観の形成に寄与する

参考) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」  
(平成 13 年 11 月)

## [ 森林の公益的機能の評価額 ]

( 億円 / 年 )

機能の種類	全国	愛知県
二酸化炭素吸収	12,391	136
表面浸食防止	282,565	2,508
表層崩壊防止	84,421	749
洪水緩和	64,686	677
水資源貯留	87,407	1,217
水質浄化	146,361	1,946
化石燃料代替	2,261	111
保健・レクリエーション(うち保養)	22,546	200
合計	702,638	7,544

参考) 1 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成 13 年 11 月)

2 愛知県農林水産部資料

また、都市の緑は、人々に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高めたり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしている。

特に近年では、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全などの環境改善機能や地震発生時の防災機能の発揮が期待されている。

[ 都市の緑の公益的機能 ]

都市環境の改善	地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、汚染物質の吸収・吸着による大気浄化、騒音・振動の防止等に寄与するとともに、生物の生息地や移動の回廊となるなど都市における生物の多様性を保全する
都市の安全性・防災性の向上	震災時における避難路や避難場所等の安全性を高めるとともに、火災による延焼や崖崩れを防止したり、雨水の浸透・保水により、水害防止に寄与する
美しい都市景観の形成	都市景観に潤いと美しさをもたらすとともに、地域の自然条件や歴史・文化に応じた個性的な景観の形成に寄与する
安らぎやレクリエーションの場の提供	人々に安らぎや豊かさ、季節感を与えたり、都市生活の中で生き物や自然にふれあう場を提供する

森林や都市の緑が発揮する公益的機能の恩恵は、広く県民全体が享受しているものであり、森林や都市の緑は県民共有の貴重な財産である。

しかし、現在では、手入れ不足の人工林や利用されなくなった里山林の増加、開発等による都市の緑の減少、喪失により、その公益的機能の低下が危惧されている。

こうした森林や都市の緑は、人の手を加えなければ機能の維持向上が難しく、またいったん低下した機能を短期間で回復することは困難である。

今こそ、森と緑の重要性を再認識し、県民全体でそれを守り育てていくための仕組みづくりに積極的に取り組んでいく必要がある。



## 2 森と緑の現状と新たな施策展開の方向

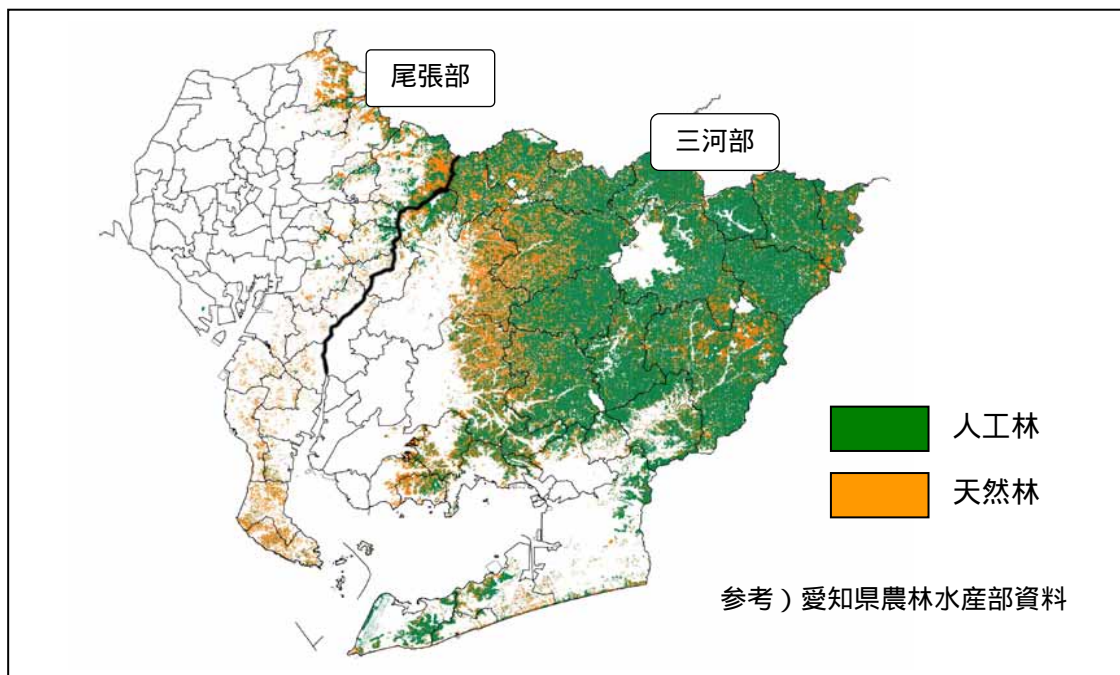
### (1) 森林(人工林)

#### ア 現状と課題

愛知県の森林面積は約22万haで、県土の43%を占めており、その多くは三河部に分布している。

森林のうち、国有林を除く民有林は20万8千haで、そのうち人工林が13万2千haを占めており、人工林率は全国平均の46%を大きく上回る64%となっている。このように人工林率が高いことが愛知県の森林の特徴の一つとなっている。

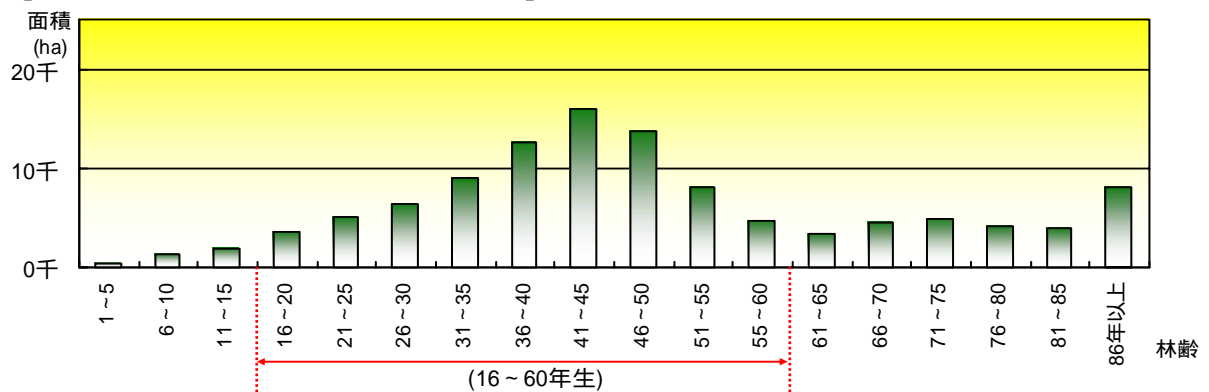
[愛知県の森林(民有林)の分布状況]



人工林は、植栽から伐採まで非常に長い年月を必要とするが、その間、樹木の成長にあわせて適期に手入れを行っていく必要がある。

愛知県の人工林の大半を占めるスギ・ヒノキ人工林は、戦後から盛んに造林が行われてきた結果、16年生から60年生が多くを占め、作業の中心は間伐となっている。

[本県のスギ・ヒノキ人工林の林齢構成]



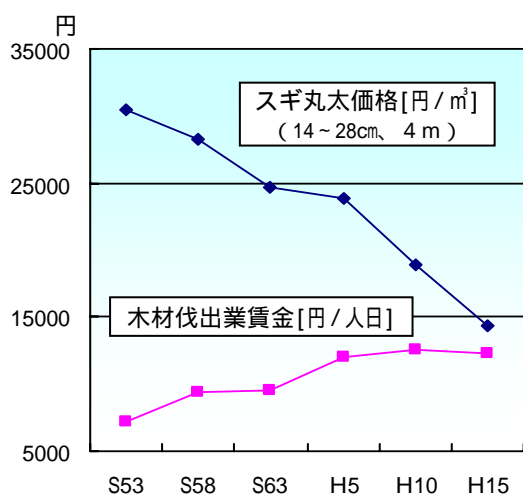
参考) 愛知県「平成16年度愛知県林業統計書」

[ 人工林作業の概要 ]

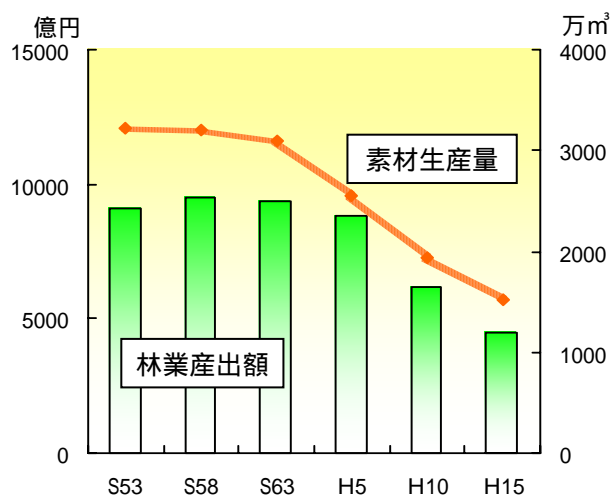
作業の種類	時期	内 容
地ごしらえ	植栽前	植栽する前に、植え付け場所に残った材や枝などを整理する作業
植栽	-	林地に目的樹種の苗木を植え付ける作業
下刈り	1～5年	植栽木が健全に成長するために、他の草や低木を刈りとり被圧を防止する作業
つる切り	適宜	稚樹の幹等に絡みつき、幹折れや幹曲がりの原因となるつるを取り除く作業
除伐	6～15年	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業
間伐	16～60年	除伐後に行う作業で、森林を健全に成長させるため、樹木の混み具合に応じて密度を調整するために伐採（間引き）する作業

現在、今後15年間に1度は間伐が必要な森林は約7万2千ha(スギ・ヒノキ人工林の65%)あり、これを単純に平均すると年間4千8百haの間伐が必要となる。ところが、木材価格の低迷などによる林業の採算性の悪化等により、これまで森林整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから、手入れ不足の人工林が増えている。

[ 木材価格と林業労働者賃金の推移 ]



[ 林業産出額、素材生産量の推移 ]



参考) 林野庁「農林水産統計年報」(全国数値)

間伐は、優良な木材を生産するための作業であるだけでなく、森林の公益的機能を発揮させる面からも非常に重要な作業であり、計画的に伐採して健全な状態を維持していくことが必要である。

このため、現在、県が行う造林補助事業や治山事業、その他市町村事業や水源基金事業等により、関係者が一体となって間伐の推進に取り組んでいる。

しかし、森林所有者の自助努力と行政の支援で森林整備を支えるこれらの既存施策では、所有者の経済的負担が発生するため、林道から遠い奥地などの採算の合わない森林や不在村者が所有する森林では、間伐が進まない傾向がある。

このため、毎年間伐必要面積の約3分の2にあたる3千ha程度しか実施されていないのが現状である。

このままでは、間伐の遅れが原因で下層植生の衰退した不健康な人工林が増え、土砂の流出防止や水源のかん養、二酸化炭素の吸収など、森林の持つ公益的機能が低下し、将来的には県民生活にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

[ 間伐が必要な森林 ]



[ 間伐が行われた森林 ]



特に現在では、地球温暖化の防止に向けて平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」の達成が、国をあげて取り組むべき大きな課題となっている。

この計画では、日本が約束している温室効果ガスの総排出量6%削減のうち、3.9%を国内の森林の二酸化炭素吸収により確保することとしており、これを実現するためには、本県においても、現在手入れ不足となっている森林の間伐を早急に進めていくことが必要となっている。

## イ 新たな施策展開の方向

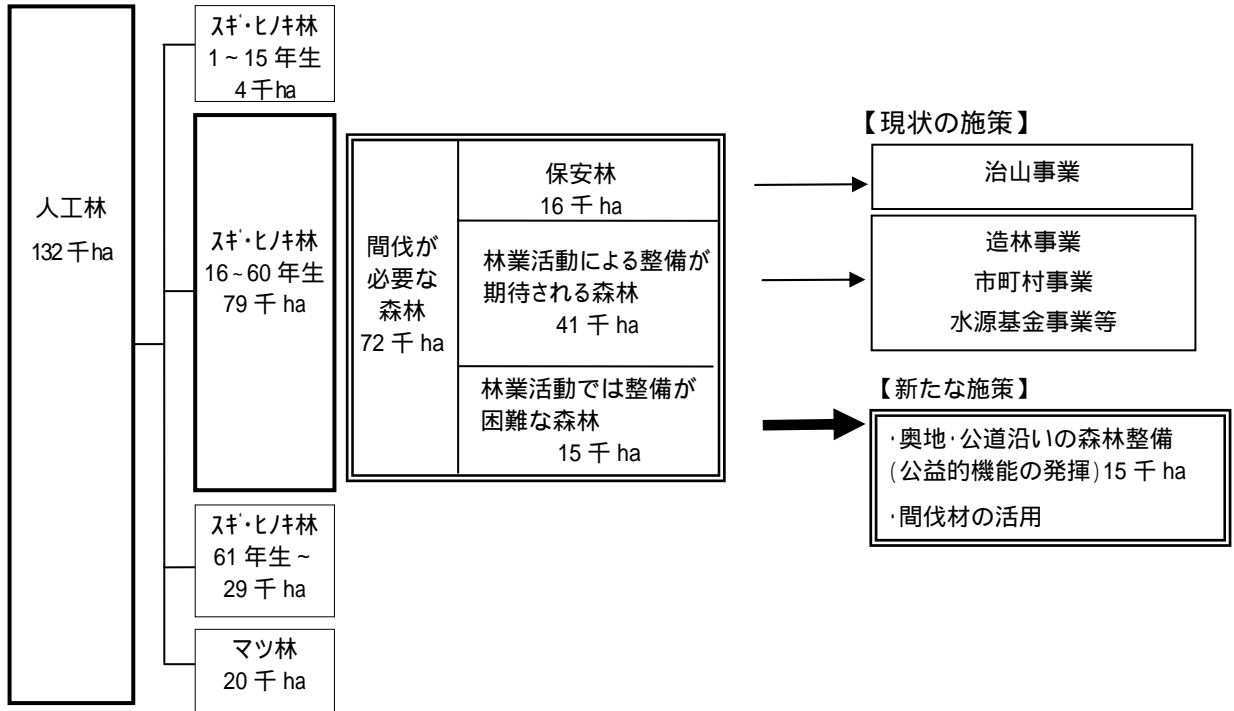
林道沿いなど、林業活動による整備が期待される森林については、機械化の推進や木材利用の促進等、林業の活性化に向けた取組みも含めた既存施策をより積極的に展開し、これまでどおり林業活動の中で間伐を推進していくことが必要である。

一方、不在村者が所有する森林を含め、採算の合わないなどの理由で林業活動では整備が困難な森林については、公益的機能の発揮を重視した森林として、全額公費による整備を進めるための新たな施策を講じていくことが必要である。

具体的には、奥地や公道沿い等の人工林に対し、強度な間伐等を実施することで、自然植生の導入を図って針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、水源のかん養、土砂の流出防止等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導していくことなどが必要である。また、こうした新たな森林整備を行う上で必要となる人材の養成や作業路の整備などについても、併せて進めていく必要がある。

なお、こうした新たな施策の実施にあたっては、一定期間の皆伐や転用を防止し、健全な森林として保全されるよう、森林所有者との協定締結などの措置を講ずるべきである。

[ 新たな施策の対象となる森林のイメージ ]



さらに、こうした直接的な間伐の推進だけでなく、都市部を中心に間伐材の積極的な活用を進めるなどして、木材利用が森林整備の促進に貢献することへの理解を深め、県民全体で森林を支える気運を盛り上げていくことも必要である。

なお、新たな施策展開を検討する中では、次のような意見もあった。

県内の森林整備を推進していくための新たな施策としては、林業活動では整備が困難な森林を、維持管理に手間をかけなくても公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導していくための施策が最優先で検討されるべきであるが、林業活動による整備が見込まれる森林に対しても、既存施策の一層の推進に加え、今回の新たな施策の中で、地域の林業が産業として成り立つための最低限の基盤整備等を実施できるよう検討すべきである。



## (2) 里山林

### ア 現状と課題

かつて里山林は、農業や日常生活に必要な薪炭材や竹、落葉の採取などのために継続的に利用されることで維持管理されてきた。しかし、化石燃料や化学肥料の利用拡大とともに、里山林は地域住民の生活から切り離され利用されることが少なくなったため、立ち入りにくいほど樹木が覆い茂り、枯損木の発生や竹林の侵入が目立つようになっている。

また、都市部に近い里山林は、住宅地などへの転用による減少にもいまだ歯止めがかかっておらず、依然減少傾向にある。

一方で、森林環境学習や健康づくりの場、生物多様性の保全等の観点から、里山林の価値が再認識されており、ボランティア団体などによる里山林整備(樹木の除伐や竹林整備など)が見られるようになってきたが、その活動範囲は限られている。

[ 放置された里山林の状況 ]



[ ボランティアによる里山林整備の活動例 ]



県においては、これまで里山保全活動を促進する里山保全アドバイザーの養成、治山事業による生活環境保全林の整備などに取り組んでいる。

また、愛知万博の原点である海上の森において、「あいち海上の森センター」を整備し、里山に関する学習・交流や人材の育成等の拠点づくりを進めるとともに情報発信を行い県内の里山林整備の取組みを促進することとしている。

[ あいち海上の森センター ]



[ プログラム : 「海上の森ツアー」 ]



しかし、生活と関わりの薄れた都市近郊の里山林には、依然として放置されたところが多く、このままでは地域住民の生活環境の保全や災害の防止、生物多様性保全などの公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

また、里山林に求められている新しいニーズに応えていくための取組みも必要となっている。

## イ 新たな施策展開の方向

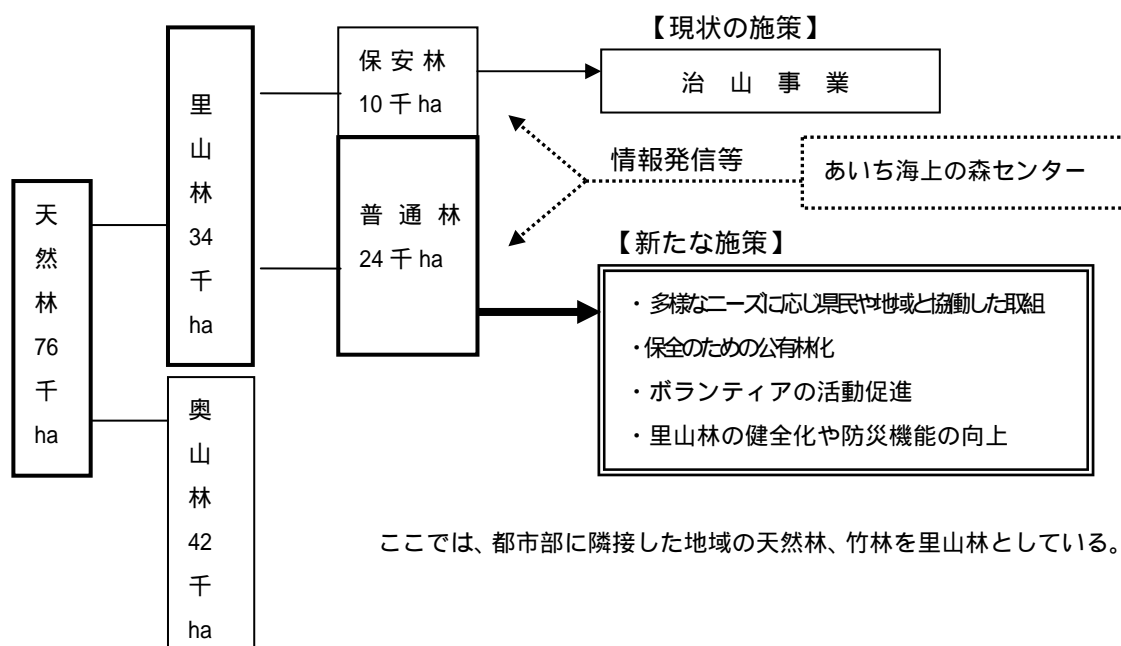
里山林の持つ生活環境の保全や災害の防止、生物多様性の保全などの公益的機能を十分に発揮させるとともに、森林環境学習での活用など新しいニーズに応えていくためには、既存の施策の推進に加え、新たな視点による施策展開が必要である。

具体的には、地域の特性や多様なニーズに応じ、県民や地域との協働によるモデル的な里山林整備等に各地で取り組むとともに、その状況によっては、公有林化による保全を図っていく必要がある。

また、自発的に保全活動に取り組むボランティア団体等に対する支援にも取り組み、一層の活動促進を図る必要がある。

さらに、樹木が覆い茂ったり、枯損木の発生や竹林の侵入が著しく、このまま放置が進むと健全な状態に回復することが困難となる里山林の再生に取り組むとともに、集落や公共施設の周辺では、防災機能向上のための整備や簡易防災施設の設置などにも取り組む必要がある。

[ 新たな施策の対象となる里山林のイメージ ]



ここでは、都市部に隣接した地域の天然林、竹林を里山林としている。

### (3) 都市の緑

#### ア 現状と課題

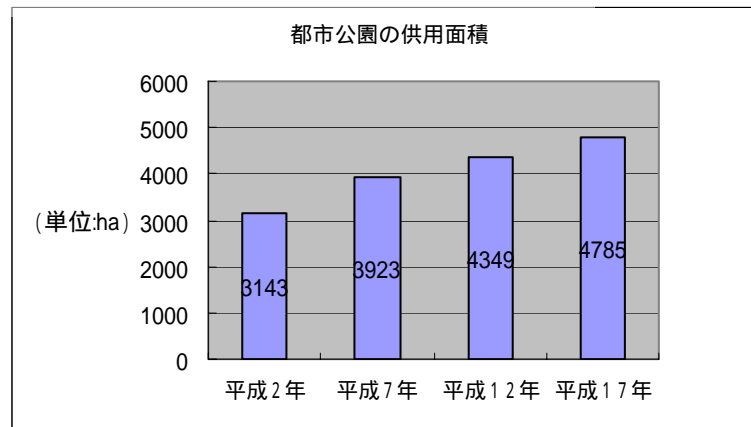
都市の緑は、県民が快適に、安全で、健康的な都市生活を営む上で非常に重要なものである。

国の社会資本整備審議会の報告(平成14年)によると、ゆとりと潤いにあふれる都市として望ましいとされる緑地の整備水準は、市街地の概ね30%以上とされている。

現在、都市緑化を推進し残された緑を保全するための施策として、都市公園や道路の整備事業の他、学校などの公共施設の緑化事業等の取り組みが行われている。

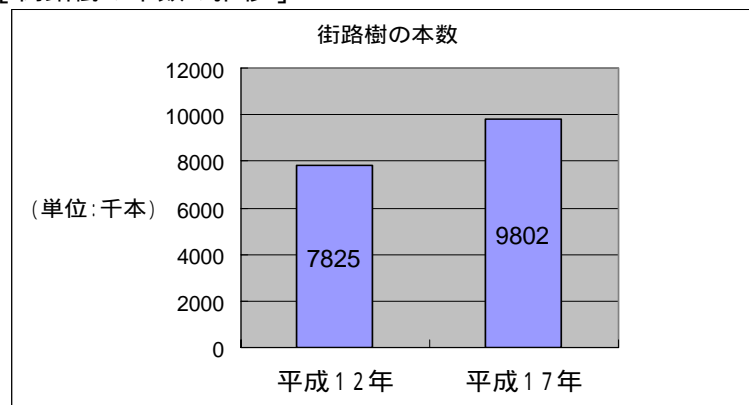
それらの施策の効果もあり、公共空間における緑については、県内の都市公園は、平成2年から平成17年の15年間に約1千6百ha増加し、国、県及び名古屋市が管理する道路の街路樹は、平成12年から平成17年の5年間で200万本近く増えるなど、年々着実に増加している。

[ 県内の都市公園面積の推移 ]



参考) 平成17年度末愛知県都市公園現況調査

[ 街路樹の本数の推移 ]

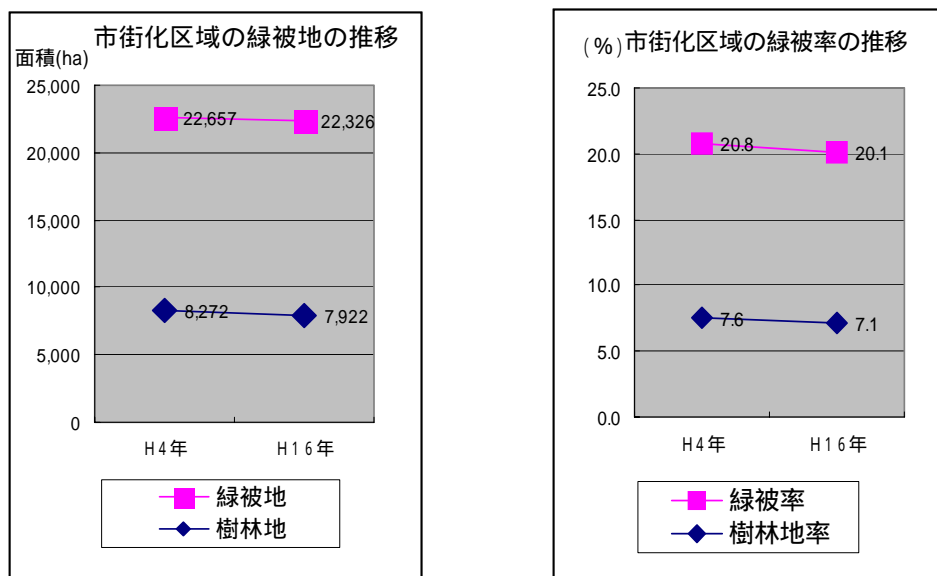


参考) 平成18年度 愛知県建設部道路維持課調査

- 1: 中部地方整備局、愛知県及び名古屋市管理の道路
- 2: 高木の他、中・低木も含む。

しかし、都市の緑全体の現状を見ると、県全体の市街地の緑被率は、平成16年では約20%であり、約10年間で1ポイント程減少している。また、名古屋市では平成17年での緑被率は約25%で、15年間で約5ポイント減少している。望ましいとされる30%と比べて十分でない都市の緑は、今後もさらに減少することが予想される。

[市街化区域の緑被面積と緑被率の推移(全県)]



緑被地：ここでは、樹木、芝・草等被覆された土地、農地及び水面を緑被地として算出。

参考) 平成17年度 愛知県広域緑地計画基礎調査

都市の緑の現況は、公園や街路樹など公共施設における緑の量は増えてきているが、全体としては減少しており、市街地の多くの部分を占める民有地の緑が減少していることが認められる。民有地は、市街地の約3分の2を占めており、この民有地の緑を保全し、増やしていくことが都市の緑を確保する上で特に重要である。

こうした中、既存施策の、民有地緑化に対する助成や樹林地保全のための制度は十分ではなく、所有者の負担増などからその活用が十分に進んでいない状況にある。特に、新たな緑化余地の少ない既成市街地では、駐車場や建築物の屋上、壁面等における緑化が重要であるが、これを強力に進める施策がないのが現状である。

また、公園整備は計画的に進められているが、密集市街地に主として防災上必要となる小規模な公園緑地を整備する効果的な施策がなく、その整備が進んでいない。

さらに、道路の緑は、街路樹や植栽帯として整備されているが、現行の施策は道路整備に主眼がおかれ、ややもすると街全体の景観形成に資する美しい並木の創出には至っていない状況にある。

## イ 新たな施策展開の方向

緑がもつ環境改善や防災機能、景観形成などの公益的機能を高めるために、都市の緑の保全、創出をより一層進めていかなければならないが、市街地で大きなウェートを占める民有地における緑の保全と創出を促進していくことが不可欠である。

具体的には、都市に残された民有の貴重な樹林地について、開発による消失を防

ぐために公有地化することにより積極的に保全を図る施策や、民有地における敷地や屋上・壁面などの緑化を促進するための有効な支援制度が必要である。

また、特に緑の少ない密集市街地においては、環境を改善し防災性を向上させるため、小規模な公園整備を促進する施策や、都市の顔となる地区において景観形成に資する美しい並木を創出していく取り組みなどが必要である。

これらの施策を進めるにあたっては、特に緑の少ない地区や都市の顔となる地区において重点的に緑化を進め、新たにまとまりのある緑の空間を創出する必要がある。

また、都市の緑化を促進するためには、行政だけでなく、県民参加による緑化推進の必要性を、広く県民に理解していただくことが大切である。そのために、新たな普及啓発活動が必要であるとともに、住民や事業者等の主体的な緑化活動に対する有効な支援策が必要である。

[ 都市に残された貴重な樹林地を保全する ]



[ 緑が少ない地区において公園を整備し都市の防災性の向上を図る ]



阪神・淡路大震災時に、緑が延焼を防止した。  
( 大國公園、兵庫県神戸市長田区 )

[ 都市の顔となる地区での緑の重点的整備 ]



[ 県民参加による都市緑化を推進する ]



- ・ 民有地における屋上や敷地の緑化を促進する。
- ・ 美しい並木を創出する。

### 3 新たな施策展開のための費用負担のあり方

#### (1) 基本的な考え方

2において検討した、森や緑の公益的機能を十分に発揮させるための新たな施策にかかる費用の財源については、まず、既存の予算に計上されている事務事業の見直しや、徹底した経費削減を行い確保すべきものであるが、「改訂愛知県第三次行革大綱」や「あいち行革大綱2005」に基づき、徹底した経費の削減を行ってもなお、義務的経費が増加し、県債残高が3兆8千億円を超えるなど、愛知県の財政は大変厳しい状況にあると認められる。

一方、森と緑のための施策は可能な限り早期に、かつ、集中的に取り組む必要があることを考えると、必要な財源を一定期間にわたり安定的に確保する方法を検討する必要がある。

新たな財源を確保する方法としては、利用料金・負担金、寄付金、税金などが考えられるが、その方法は、受益の程度に応じた公平なものであることが必要である。

利用料金・負担金は受益の程度が明確にできる場合には公正な方法であるが、森や緑の公益的機能は多岐にわたるため一人一人の受益の程度を明確にすることは極めて困難であると考えられる。また、寄附金は自発的・主体的な取組みという観点からは優れているが、県民すべてが享受している森や緑の恩恵を結果的に一部の人が負担することとなる可能性があるとともに、必要な財源を確保できない可能性がある。

地方税による場合には、新たな負担増に対する県民の理解を十分に得る必要があるが、喫緊の課題である森と緑づくりのための新たな施策に対する財源を一定期間にわたり安定的に確保できる。また、課税の仕組みが公正で応益的であり、かつ、税の使い道を明確にすれば、県民一人一人が森や緑の保全に主体的にかかわるといふ意識を醸成する効果も期待できる。

こうしたことから、森と緑づくりのための財源については、森や緑の公益的機能からの受益に対して県民が広く負担する新たな税制度の活用を検討することが適当と考えられる。

近年、地方自治体は、平成12年の地方分権一括法の施行により、法定外税の導入の手続き等が簡素化されたことを契機に、課税自主権を活用して、地域の特性・実情を踏まえた独自の地域づくりを行う施策を、独自の財源で行うようになってきている。また、環境施策が喫緊の課題であることから、課税自主権の活用( )は、いわゆる産業廃棄物税や森林環境税などの環境問題を解決するための税が中心となっており、愛知県における森と緑づくりのための施策もこの流れに沿うものである。

法定外税の導入、超過課税の導入のように地方団体が自ら財源調達手段を導入すること。

なお、本県の森林や河川の分布状況から、都市部と山間部、流域ごとに受益の程度が異なるのではないかという意見があるが、森や緑の公益的機能の受益は一部の地域のみ限定される性質のものではないため、このことを県民に十分PRするとともに、山間、中山間、都市部が存在する愛知県の特徴を考慮して、森林、里山、都市の緑を一体的に整備、保全するなど、すべての県民が受益を実感できるような

施策づくりが必要と考えられる。

また、一部の地域で設立されている水源基金等では、主に森林の水源かん養や水質浄化機能に着目して河川の上流・下流域が一体となって森林整備を行っているが、今回検討している新たな税制はその他の多くの公益的機能による受益も含めて県民に広く負担を求めるものであり、水を通じた地域の自主的な取り組みである水源基金等とも連携して取り組んでいくべきと考える。

## (2) 課税の仕組み

税制を活用する場合には、法定外目的税(1)を創設する方法と既存の税の税率を引き上げる超過課税(2)の方法がある。

1 地方税には、地方税法に税の名称や課税の仕組みが明記された「法定税」と地方団体がその内容を条例で定めることのできる「法定外税」がある。また、「法定外税」には、その用途を限定しない「法定外普通税」と用途を限定した「法定外目的税」がある。

2 地方税の税率には、全国一律の税率を適用する「一定税率」と、地方団体が条例で変更することが可能な「標準税率」がある。地方税法に標準税率が定められている税について、標準税率を超えた税率で課税することを「超過課税」という。

法定外目的税は、納税義務者を独自に決定したり、税収の用途が明確になるというメリットがあるが、森や緑の保全と直接的な受益関係を有する新たな課税対象(税源)が必要となる。しかし、森や緑の多くの公益的機能すべてと受益関係を有する課税対象を求めることは困難であり、例えば、水道の使用量を課税標準とした場合、水源かん養機能以外の公益的機能からの受益は一般的に捨象されてしまうため、適当な課税対象とはいえない。また、新たな徴税の仕組みを構築することが必要となり、徴税のための新たなコストが発生する。

これに対して、超過課税は、既存の税制を活用するため、非課税などの負担調整措置も当然に適用されるため担税力に応じた公平な課税ができ、徴税のための新たな費用やシステムも不要であるというメリットがある。

この場合、森や緑の公益的機能の恩恵はすべての県民に及ぶこと、事業者にとっても環境や防災などの観点から必要不可欠なものであり、事業活動を行う上での基盤をなす自然のインフラとしての機能を発揮するものであること、受益の程度は所得や特定の財産の所有状況とは必ずしも対応しないことから、過重負担とならない限り、地域社会の会費的性格を持つ県民税の均等割の超過課税が最も適していると考えられる。

なお、超過課税はあくまでも普通税であるが、税収相当額を基金に積み立てることなどにより、その用途を明確にすることが可能である。

また、既に同様の税制を導入済みの他県においても、県民税の超過課税方式を採用しており、そのうち多数の県が、その税収と用途を明確にするために、税収相当額を基金に積み立て、支出する段階で一般会計に繰り出す方法を取っている。

以上のことから、森や緑の整備、保全のための新たな施策のための財源は、県民税の均等割の超過課税方式によることが最も適当と考えられ、用途を明確にする仕組みとして、超過課税による税収相当額を基金に積み立て、それを財源とする充当事業の内容を詳細に公表する方式をとることが適当であると考えられる。

また、基金等には、県民や県内企業からの寄附金を受け入れることや、この超過課税以外の財源からの受入れが可能となるような措置が必要であると考えられる。

### ( 3 ) 超過課税の課税期間、税率等

県民税の均等割の現行の税率は、個人が年 1,000 円、法人が資本金等の額に応じて年 20,000 円から 800,000 円まで、5 段階となっている。

現在、森や緑の保全のために県民税の均等割の超過課税を既に実施し、又は実施が決まっている県は 24 団体あるが、各県の実情等を反映して税率も異なっている。具体的には、個人が年間 300 円増し～1000 円増し、法人が 3% (年間 600 円～24,000 円) 増し～11% (年間 2,200 円～88,000 円) 増しとなっており、個人が年間 500 円増し、法人が 5% (年間 1,000 円～40,000 円) 増しとしている県が最も多くなっている。また、課税期間については、ほとんどの県が 5 年間としている。



他県の森林保全等を目的とした税の導入状況

(平成 19 年 1 月 1 日現在)

県名	税の名称	上 乗 せ 税 額		課 税 期 間
		個 人	法 人	
鳥取	森林環境保全税	年 3 0 0 円	3 % (年 600 ~ 24,000 円)	17 年度 ~ 19 年度
静岡	森林(もり)づくり県民税	年 4 0 0 円	5 % (年 1,000 ~ 40,000 円)	18 年度 ~ 22 年度
高知	森林環境税	年 5 0 0 円	年 5 0 0 円	15 年度 ~ 19 年度
岡山	おかやま森づくり県民税		16 年度 ~ 20 年度	
島根	水と緑の森づくり税		17 年度 ~ 21 年度	
愛媛	森林環境税			
鹿児島	森林環境税			
山口	やまぐち森林づくり県民税			
熊本	水と緑の森づくり税			17 年度 ~
奈良	森林環境税		18 年度 ~ 22 年度	
大分	森林環境税			
宮崎	森林環境税			
兵庫	県民緑税		年 8 0 0 円	10% (年 2,000 ~ 80,000 円)
滋賀	琵琶湖森林づくり県民税		11% (年 2,200 ~ 88,000 円)	
福島	森林環境税	年 1 0 0 0 円	10% (年 2,000 ~ 80,000 円)	
岩手	いわての森林づくり県民税			
神奈川	水源環境を保全・再生するための税	均等割：年 3 0 0 円 所得割：0.025% 上乗せ	対象外	19 年度 ~ 23 年度
和歌山	紀の国森づくり税	年 5 0 0 円	5 % (年 1,000 ~ 40,000 円)	
富山	水と緑の森づくり税			
長崎	ながさき森林環境税			
石川	いしかわ森林環境税			
広島	ひろしまの森づくり県民税			
山形	やまがた緑環境税	年 1 0 0 0 円	10% (年 2,000 ~ 80,000 円)	19 年度 ~
福岡	森林環境税	年 5 0 0 円	5 % (年 1,000 ~ 40,000 円)	(20 年度までに施行)

課税期間、税率等を決定するに当たっては、必要な施策を十分に吟味し、所要額を算定し、その財源を確保するという観点が必要であるが、負担水準の妥当性についても、納税者となる県民、事業者等の理解が得られる範囲で、決定するべきである。

#### (4) その他の意見

なお、森と緑の保全のための施策の財源について、次のような慎重な意見があった。

- ・ 森や緑の保全が、喫緊の課題であることについては否定するものではない。この課題が、県の最重要課題であり、かつ、森と緑が持つ公益的機能の受益が県民全てに及ぶものであるならば、一般財源で措置すべきである。仮に財政状況が厳しく、森と緑のための財源の確保が困難な場合には、新たな負担を求める前に既存の歳出を徹底的に見直すべきである。
  - ・ この問題も含め、個別の重要施策を一般歳出の枠から抜き出し、単体で追加負担を求めるような課税自主権の行使はあまりに安易であり、このような増税が許されれば、際限なく歳出は膨らむ恐れがある。県民全体が受益する重要施策は既存財源で優先的に手当てされるべきである。
  - ・ 環境に対する意識を高める効果を、課税に求めることは適切でない。
- 
- ・ 森や緑の保全が、喫緊の課題であることについては否定するものではないが、愛知県の場合、所要額が14億円～40億円であれば景気回復の効果なども含め、既存の財源で措置することが可能ではないかと考える。
  - ・ 企業は、法人事業税や法人県民税などの税を負担し、更にその上に防災などのための超過課税など既にかなりの負担をしている。
  - ・ また、個人県民税は、多くの県民が源泉徴収で納付するので、ほとんどの方が意識なくして取られてしまうものである。そのため、森林などの保全に役立っているという意識が希薄になりはしないか。森や緑の保全という積極的な目的意識がなかなか出にくいのではないかと思う。
  - ・ 他県が均等割の超過課税を導入しているからといって追随するのではなく、新しい愛知モデルを構築するという意味で、例えば、ファンド的なものや基金的なものも選択肢の一つとして検討すべきではないか。

## 4 むすび

地球温暖化の防止を始めとする多様な公益的機能を発揮している森や緑は、私たちが豊かで潤いのある生活を送るためになくてはならない貴重な自然であり、県民共有の財産である。しかしながら、社会経済状況の変化に伴って、林業や薪炭材の採取などの日常生活に密着した維持管理だけでは森や緑を保全していくことが困難となっている。

森や緑の荒廃が危惧されている今こそ、私たち一人一人が森や緑の役割を見つめ直し、その整備、保全について真剣に考える時期にきているといえる。

この検討会議では、本県の森や緑の現状と課題を踏まえて、今後の新たな施策展開の方向とその費用負担のあり方についての検討を行った。大成功をおさめた愛知万博の理念、成果を継承し、「環境先進県づくり」を今後一層推進するためにも、県民全体で森や緑を守り育てていくことが必要であり、そのためのコンセンサスづくりが何よりも重要である。

そのため、森と緑づくりのための新たな施策を進めていくに当たっては、多くの県民が様々な形で参加できるような工夫を施し、その事業内容や実績・効果を幅広く県民にPRするとともに、事業の計画、実績、その効果などを検証するための県民代表、有識者等で構成する委員会を設置することも検討すべきである。

また、新たな施策を進めるに当たっては、地域の意向を十分に踏まえる必要があるが、その際、市町村の役割が非常に重要となる。市町村独自の施策と協調して行うことで、より多くの効果が期待できるため、施策の計画段階から市町村と十分連携していくことが必要である。

そして、森と緑づくりのための新たな施策の財源について、一部委員から慎重な意見が出されたものの、本検討会議としては、薄く広く負担していただく県民税均等割の超過課税方式を採用することを適当とするものである。しかしながら、その導入に当たっては、納税者である、県民、事業者等の理解を得ることが不可欠であり、その趣旨を十分周知し、コンセンサスを得る必要がある。

今回、ここに喫緊の課題である森と緑づくりのための新たな施策が必要であるとの報告書を取りまとめたが、今後、この報告書を1つのたたき台として、県民や事業者、NPOなど各界各層に活発な議論が行われ、愛知県の森と緑づくりのための施策が一層推進されることを期待して止まない。

## 森と緑づくりのための税制検討会議委員

委 員	役 職 等
あき た まさ ゆき 秋 田 政 幸	愛知県議会 総務県民委員長 (18年5月31日まで)
あさ の ふさ よ 浅 野 房 世	東京農業大学 農学部 教授
いけ がみ たけ ひこ 池 上 岳 彦	立教大学 経済学部 教授
うし だ みつ のり 牛 田 光 紀	社団法人 中部経済連合会 調査部長
か とう あい こ 加 藤 愛 子	愛知県女性団体連盟 会長
か とう かず とし 加 藤 和 年	設楽町長
しば た こう いち 柴 田 紘 一	岡崎市長
し みず せい いち 清 水 正 一	中京大学 総合政策学部 教授
たか ひら すみ 高 平 純	愛知消費者協会 常任理事
てら もと みつる 寺 本 充	愛知県議会 総務県民委員長 (18年6月1日から)
なり た た き お 成 田 多喜夫	名古屋商工会議所 企画振興部長
はっ とり しげ あき 服 部 重 昭	名古屋大学大学院 生命農学研究科 教授
はら だ とし ゆき 原 田 敏 之	NPO法人 穂の国森づくりの会 理事
計 12名	

(50音順、敬称略)